韓国の大学図書館、典拠データベース構築の 現況及び発展方法案

パク・ホンソク、イ・ジウォン 韓国教育学術情報院 (KERIS)¹,²

翻訳 白井 京 3 、石川 武敏 4 (国立国会図書館)

- 1.最初に
- 2.韓国の大学図書館における目録電算化の概要
- 3.韓国の大学図書館の典拠データベース構築及び運用の現況
- 4.韓国教育学術情報院(KERIS)の典拠データベース構築及びサービスの現況
- 5.大学図書館における典拠データベース構築のための課題
- 6 . 結論

1 最初に

本稿は、韓国の大学図書館における典拠データベースの現況と今後の発展方法案を提示するためのものである。韓国の大学図書館の典拠データベースはまだ始まったばかりの段階であり、しっかりした典拠データベースを構築・活用するためには、解決せねばならない課題がたくさんある。本稿では、まず、現在の典拠データベース現況の背景となる韓国の大学図書館目録の電算化過程、及び問題点を扱った後、韓国の大学図書館と韓国教育学術情報院(以下、KERIS)の典拠データベースの現況を紹介したい。そして韓国の大学図書館典拠データベース構築のために遂行せねばならない課題を探ってみる。本稿において、韓国の大学図書館典拠データベースに関連した全ての問題を扱うことはできない、、概略的な姿をお見せすることはできるであろう。

 $^{^{1}}_{2}$ 韓国教育学術情報院(KERIS)研究委員(honspark@keris.or.kr)

[&]quot;韓国教育学術情報院(KERIS)研究員(jwlee@keris.or.kr)

本稿は2001年1月10-11日に国立情報学研究所において開催されたワークショップ「CJK Authority 1」で発表されたものである。

³ しらい・きょう 国立国会図書館 調査及び立法考査局 海外事情課)

⁴ いしかわ・たけとし 国立国会図書館 専門資料部 アジア資料課 FAX: 03-3581-2290; E-mail: tisikawa@ndl.go.jp

2 韓国の大学図書館における目録電算化の概要

韓国の大学図書館における電算化は 80 年代後半から始められ、大部分の 4 年制大学図書館は現在、殆ど電算化を終えた状態である。図書館電算化の最も重要な部分は、目録の電算化だと言える。現在、大学図書館所蔵の図書目録の 80 86%が電算化され、大学図書館目録の電算化は相当部分成し遂げられた状態である(教育省、2000 年)。この章では、韓国の大学図書館の目録電算化の現況及び問題点を探ろうと思う。

韓国の大学図書館の目録電算化は、多様な方法により、個別大学図書館が既に作成したカード目録を MARC に遡及変換する方法でなされた。この過程において参考とすべき適当な国内図書標準目録が存在せず、大学図書館の協力を通じて目録電算化を推進する中心機関がなかったため、大部分、各図書館が独自に MARC データを作成することになった。これは、NACSIS が提供する参照目録データを自館の書誌情報遡及変換に利用することのできた日本の大学図書館の場合とは、大きく異なる点である。韓国の大学図書館が個別に目録電算化を推進していき、図書館によって、あるいは、目録作成者によって独自の目録作成方法が使用され、また、大学図書館間データの交換及び共同利用を大きく念頭におかず、標準化の問題がマクロ的な次元で扱われなかった(チョ・ジェイン、ハン・ヘヨン、2000 年)。

韓国の大学図書館目録の標準化がしっかりとなされなかった原因は、目録の電算化過程のみならず、目録規則にも見い出だすことができる。韓国の目録規則である韓国目録規則(Korean Cataloging Rules; 以下 KCR)は1964年に初版が発行され、2年後に修正版が発行された。そして17年後1983年にKCR3が発行され、7年後である1990年にKCR3が小幅に修正されたKCR3.1が発行された。KCR3は図書に関する「記述の部」のみ収録されており、標目の選択と形式に関する規定は含まれていなかった。また1991年、韓国自動化目録形式(KORMARC Format)図書用と、このための記述規則である「韓国文献自動化目録法(KORMARC)に関する研究?図書記述規則」が発行された。

KORMARC 形式では基本標目をどのような基準でどのように選択し、それをどのような形式で記述していても関係なく、すでに選択された基本標目をコンピューターに入力する方式のみを規定しており、記述規則でも「基本標目は目録規則によって付与される」としたが、具体的にどの目録規則なのかは明示していない(ジョン・オッキョン、1996)。

KCR3 に「標目の部」が含まれていなかったという点、目録規則が KCR と「KORMARC 記述規則」に各々別途に改正及び制定され、一つの国家内に二元化した規則が存在する点が韓国の目録規則標準化の障害要因となっているのが実状である。目録規則が典拠データの作成と直接的な関連があり目録データは典拠データベースの構築に利用されるという点で、このような目録規則と目録の標準化問題は、韓国が国家典拠データベースを構築するのに多くの影響を及ぼさざるを得ない。

3 韓国の大学図書館の典拠データベース構築及び運用の現況

良質の典拠データベースを構築するためには多くの労働力と予算を投入せね ばならないので、現在多くの大学図書館は典拠データベースを構築していない。 現在、韓国では3つの大学図書館(ソウル大学、延世大学、梨花女子大学)が 自館用典拠データベースを構築し、維持管理している。これらの大学における 典拠データベースの現況は、次の表の通りである(韓国教育学術情報院、2000 年、pp.103-105)。現在、これらの大学が運用している典拠データベースは典拠 コントロールの対象が異なり、また、コントロールの基準も異なる。これは各 図書館の政策と、典拠コントロールのために使用する元データが異なるからで あろう。典拠形の選択もまた異なる。例えば西洋人名の場合、国立中央図書館 はハングル表記を典拠形にしているが、大学図書館は英文表記を典拠形にして いる。ソウル大学の場合、日本人名と中国人名の典拠形として英文表記に、延 世大学と梨花女子大学はハングル表記を典拠形に採用している(韓国教育学術 情報院、2000 年、pp.110-111)。このような違いは、韓国の典拠データベース を構築する時、多くの影響を及ぼすだろう。例えば、これらの大学の典拠デー タベース統合が可能かどうか、典拠形の選定をするかどうかなど、主要な決定 に多くの影響を与えるだろう。

表: 韓国の典拠データベース現況

77.11				
		ソウル大学	延世大学	梨花女子大学
件数		約 186,000 件	約 390,000 件	約 140,000 件
使用フォーマット		KORMARC(国内書) USMARC(外国書)	KORMARC	独自フォーマット
典拠コントロール対象		個人名、団体名、 会議名、統一書名 / 統一標目	個人名、団体名、 会議名、主題名、 (人名、団体、誌名)/ 統一標目	個人名、団体名、 叢書名 / 参照標目
典拠形	韓国人名	ハングル表記	ハングル表記	ハングル表記
	日本人名 中国人名	英文表記	ハングル表記 (ハングル読み)	ハングル表記 (現地読み)
	西洋人名	英文表記	英文表記	英文表記

4 KERIS 典拠データベース構築及びサービスの現況

KERIS は現在、155 の大学図書館の目録を統合し、540 万冊のデータを所蔵した総合目録を運用している。これは日本の NII (旧 NACSIS、www.nii.ac.jp)が 1999 年 3 月現在に構築した 697 大学の 487 万冊に比較すると、重複したデータが多いと思われる。このような問題は、前述した目録の標準化及び質の問

題によって招来したものと見られ、これは韓国の大学図書館が目録データベースを構築する時に参照する典拠データベースがなかったということとも関連があるだろう。国家レベルでの典拠データベースは、個別大学図書館目録のみならず、KERIS が現在運用中である総合目録の形態及び運用方法にも影響を及ぼすだろう。

KERIS は LC 典拠データを購入し、大学図書館が利用することができるよう提供している。現在、韓国の大学図書館において構築した典拠データは、試験的にのみ運用されている。国家レベルで大学図書館が利用することのできる典拠データベースを構築しようと現在準備中である。まず、全体的な現況把握及び計画立案のために、「学術情報典拠データベースシステムの開発と構築に関する研究」(韓国教育学術情報院、2000年)を外部サービス課題として行った。この課題を通じて現在運用中である典拠データベースの現況及び特性、典拠データベース構築のための方法及び手続きなどに関するマクロ的な眺望をしてみた。これをもとに、現在典拠データベースを運用中である大学と主要大学実務責任者を中心に、細かい計画を立てる予定である。

5 大学図書館典拠データベース構築のための課題

全国の大学図書館が目録構築及び検索に共同で利用することのできる国家典拠データベースを構築するためには、諸段階の作業が必要である。その中で、主要なものと考えられる事項は次の通りである。

5.1 大学別典拠データベースの現況及び特性の調査

現在韓国の主要 3 大学図書館が独自の典拠データベースを維持している。これら大学図書館の典拠データは 70 万件を超えるとされ、このデータを国家典拠データベース構築のための基礎データとして利用するのが効果的だろうと思われる。これらデータベースを統合し一つのデータベースとして構築するためには、まず各大学別典拠データの基準、典拠形などに関する現況及び特性に関する調査がなければならない。これを通じ統合に最も効率的な方法を探し出さねばならない。もちろん、典拠データベースは長期的な観点から構築せねばならないものであるため、現在構築されたデータの特性を全面的に反映することができない場合もあるだろう。

5.2 諸規則の整備

典拠データベースを構築するためには、目録規則が整備されねばならないだろう。既に言及したように、韓国の目録規則は古くなったり漏れたりした部分がある。そして多くの部分に、規則が詳細でないという意見を目録実務者が提起する場合もある。これに対する整備が急がれるのが実状である。このような規則がしっかり整備されてはじめて、これにあわせた典拠データ管理規則を作ることができるであろう。

5.3 試験データベース構築及びシステム整備

既に構築された典拠データの特性把握と、諸規則が整備された後、データを

試験的に統合する作業を進めることができるだろう。現在、KERIS には活用できる典拠システムがあるが、個別大学データの統合、遡及データの入力、新規データの生成及び運用などに関して、実質的な試験がもう一度必要であろう。これは新しく整備されねばならない目録規則、典拠データ管理規則など諸規則の受容と、既存データの統合時に必要な機能の受容などがシステムに反映されねばならないであろうし、特に典拠データベースの維持・管理形態をシステムに反映させねばならないであろう。

5.4 典拠データベース運用体制の構築

典拠データベースは、一つの機関において管理するよりは大学図書館の協力を通じて運用するのが効率的であろう。これは目録を作成する機関が大学図書館であるため、典拠データの生成及び管理に大学図書館が密接に関連しているためである。KERIS が行った研究結果では、典拠データの運用及び利用形態をその役割と権限によって三種類に区分し提案している。これは現在 KERIS が持つ総合目録の運用体制と類似した形態である (KERIS、2000 年、pp.118-120)。まず、5 10 館で構成された「カ」群の図書館は新しい典拠レコードの入力と他の会員大学図書館が入力した典拠レコードの検証を担当する。すなわち、「カ」群の図書館が典拠データベース運用の核心的な役割を担当するのである。100 館前後の「ナ」群の図書館は、新しい典拠レコードの入力を担当する。しかし、このレコードは「カ」群の図書館の認証を受けた後、データベースに追加される。その他の図書館である「タ」群図書館は、典拠レコードのダウンロードのみ可能である。

5.5 書誌レコードと典拠レコードのリンク方法決定

書誌レコードに繰り返し記録されるデータが典拠レコードによって管理され、 典拠レコードが検索の効率を高めるための一つの手段として使用されうるため、 書誌レコードと典拠レコードは識別番号などの方法によりリンクすることがで きる。書誌レコードと典拠レコードのリンクにおいて、4種類の方法を研究結 果は提示している(KERIS、2000年、pp.77-78)。

- 1)書誌ファイルと典拠ファイルを独立的に維持するものとして、書誌ファイルを作成するごとに典拠ファイルを参照
- 2)書誌ファイルと典拠ファイルを別途に構築するが、書誌ファイルの 標目入力の際に、典拠形を自動的に入力
- 3) 典拠ファイルを書誌ファイルの一部分として構築
- 4)書誌ファイルと典拠ファイルが直接リンクされ、構築される形態で書誌ファイルの標目部分に典拠ファイルのコントロール番号のみを記録

書誌レコードと典拠レコードのリンク形態は、大学図書館目録の形態と総合目録の形態に直接的な影響を与えるようになるので、リンクの基準、または大学図書館目録及び KERIS 総合目録データの今後の運用方法案を考慮し決定せざるをえない。これは国家目録の形態及び運用体制を決定するものとして、大学図書館と関連機関の間のコンセンサスを形成し、長期的な視点で決定せねばならないだろう。

6 終わりに

図書館界において伝統的に遂行してきた典拠コントロールは、生産される情報の量が多くなるにつれてその重要性が増すと見ることができる。特に国際的なデータの交換及び統合検索においてもその重要性は大きい。韓国の大学図書館の現実を考慮する時、全体で共有することのできる典拠データベースの構築を短期間で成し遂げることは難しいと思われる。しかし、これは長期的な視点をもって推進せねばならないであろう。典拠データベースの構築に影響を与って推進せねばならないであろう。典拠データベースの構築に影響を与える重要な要素を簡単に整理してみると、1)現在大学図書館に構築されている自録の形態、2)典拠データの形態にあわせた大学図書館自録及び KERIS 総合目録データの遡及整備が可能かどうか、3)遡及整備が不可能な場合、一つの機関が二種類の形態の目録を維持するのが可能かどうかなど、現実的に解決せねばならない多くの問題がある。これは先に言及したように、個別機関を中心に施行されてきた目録の電算化問題からはじまったものだと見ることができる。KERIS は、このような現実的な問題を最小化しながら最も効率的な方法を探らねばならず、その過程において国立中央図書館との協力方法も模索せねばならないだろう。

参考文献

教育部(2000年)2000年大学図書館情報化現況調査

チョン・オッキョン (1996 年) 「目録規則における標目の部変遷についての研究」『韓国文献情報学会誌』30(3)、85-108。

チョ・ジェイン、ハン・ヘヨン (2000年)「日本と韓国の大学図書館総合目録システム運営の現況比較分析及び今後の発展方向: NACSIS と KERIS を中心に」『図書館文化』41(3)、37-45。 KERIS (2000年)学術情報典拠データベースシステムの開発と構築に関する研究。韓国教育学術情報院(KERIS)委託課題。